

## 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第17号議案をもって議決された流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収に係る議決内容の一部を次のように変更する。

### 「3 中城湾流域下水道（具志川処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
沖縄市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	30.50
うるま市		64.06
北中城村		5.44

を

### 「3 中城湾流域下水道（具志川処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
沖縄市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	34.76
うるま市		60.36
北中城村		4.88

に、

### 「4 中城湾南部流域下水道（西原処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
南城市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	12.02
西原町		49.94
与那原町		19.24
中城村		18.80

を

### 「4 中城湾南部流域下水道（西原処理区）

関係市町村	負担金の算定方法	負担率（％）
-------	----------	--------

南 城 市	事業費から国庫補助金額を控除した額の2分の1 に市町村の負担率（計画汚水量比）を乗じた額	11.49	に 変
西 原 町		47.41	
与那原町		22.60	
中 城 村		18.50	

更する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**理 由**

中城湾流域下水道事業及び中城湾南部流域下水道事業の全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。